

【入札公告】

自動販売機の設置場所貸付に係る一般競争入札の実施

令和6年6月28日

秋田県立矢島高等学校長 藤原 淳

次のとおり、秋田県立矢島高等学校公所に飲料水等自動販売機を設置する事業者を一般競争入札により決定するので公告する。

1 入札に付する事項

- (1) 飲料水等自動販売機の設置場所貸付
- (2) 設置場所、設置台数及び仕様等は「別紙一覧」「自動販売機の設置場所貸付に係る仕様書」のとおり

2 契約条項を示す場所及び日時

矢島高等学校ホームページへの掲載による

3 入札参加申込期間及び提出場所

(1) 提出期間

令和6年6月28日（金）から令和6年7月10日（水）までの日（土曜、日曜、祝日を除く）の午前9時から午後4時30分までの期間

(2) 提出場所

〒015-0404 由利本荘市矢島町七日町字助の淵1-5
秋田県立矢島高等学校 事務室

4 入札執行の場所及び日時

令和6年7月16日（火） 秋田県立矢島高等学校 大会議室
入札予定時刻 午後1時30分

5 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号に掲げる者でないこと
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条及び第4条による指定を受けた指定暴力団等及びその暴力団員でないこと
- (3) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員でないこと
- (4) 法人にあっては秋田県内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては秋田県内で事業を営んでいること
- (5) 県税を滞納していないこと

6 入札保証金

(1)入札参加者は、入札前に入札金額（消費税及び地方消費税を含む）の100分の5以上の額の入札保証金を納付し、又はこれに代えて秋田県財務規則（以下「財務規則」という。）第160条第2項第1号から第6号までに定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第162条の規定により、①から②のいずれかに該当する者が、令和6年7月10日（水）までに所定の書面を秋田県立矢島高等学校へ提出し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合は、入札執行者はその者の入札保証金を納付させないことができる。

①保険会社との間に秋田県立矢島高等学校長を被保険者とする入札保証保険契約を締結した者は、当該契約証書

②過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行した者は、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

(2)入札保証金は、入札の終了後還付する。落札者に対しては、当該契約の締結後に還付する。

7 契約保証金

(1)落札者は、契約金額の100分の10以上の額の契約保証金を納付し、又はこれに代えて財務規則第177条第2項第1号に定める担保を提供しなければならない。ただし、財務規則第178条の規定により、①又は②に該当する者が、所定の書面を提出し、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められる場合は、契約担当者はその者の契約保証金を納付させないことができる。

①保険会社との間に秋田県立矢島高等学校長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した者は、当該契約証書

②過去2年の間に国又は地方公共団体と、種類及び規模をほぼ同じくする契約を2件以上締結し、履行した者は、当該契約書及び履行を確認できる書類（支払通知書等）の写し

(2)落札者の入札保証金は、落札者の申出により契約保証金に充当することができる。

8 募集要項、入札参加申込書等

秋田県立矢島高等学校ホームページへの掲載による

9 問い合わせ先

〒015-0404 由利本荘市矢島町七日町字助の淵1-5

秋田県立矢島高等学校 事務室 佐々木 源

TEL：0184-55-3031

FAX：0184-55-3032

E-mail:Yashimakoutougakkou@pref.akita.lg.jp